

第 8 2 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年8月29日（木曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

開催場所

富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を
除く）5名選任の件

目 次

第82回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	5
事業報告……	11
連結計算書類……	32
計算書類……	34
監査報告……	36

議決権の行使につきましては、「書面（郵送）」または「インターネット等」により事前に行使いただく方法もございますので、あわせてご検討ください。なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ダイト株式会社

証券コード：4577

証券コード 4577
2024年8月5日

株 主 各 位

富 山 市 八 日 町 3 2 6 番 地
ダ イ ト 株 式 会 社
代表取締役社長 大津賀 保信

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daitonet.co.jp/ir/agm.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4577/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイト」又は「コード」に当社証券コード「4577」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、3ページに記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数な

から株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年8月28日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月29日（木曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第82期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載しておりますインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

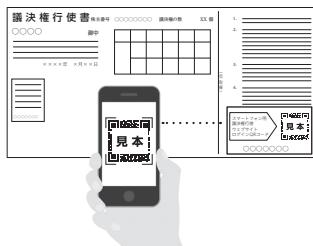
以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社にてお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

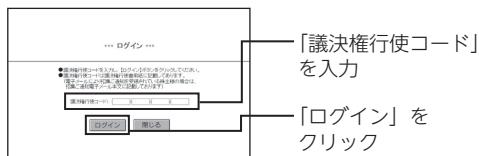
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

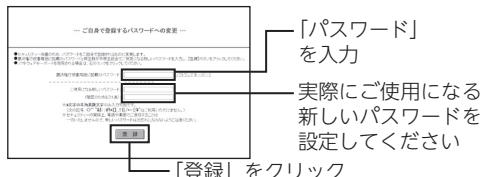
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の更なる強化を図るため1名増員とし、指名・報酬諮問委員会による審議答申を経て、取締役会の決議に基づき、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおつが やすのぶ 大津賀 保信 (1950年10月30日生)	1975年3月 当社(旧 大東交易株式会社)入社 1984年6月 当社 営業企画部長 1986年7月 当社 取締役 2005年6月 当社 常務取締役 2007年8月 当社 取締役専務執行役員 管理本部長 2010年6月 当社 取締役専務執行役員 経営企画室長 2011年8月 当社 代表取締役副社長 2012年8月 当社 代表取締役社長(現任) 2022年8月 大和薬品工業株式会社 代表取締役社長 2024年1月 大和薬品工業株式会社 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 大和薬品工業株式会社 取締役	365,605株
候補者とした理由 大津賀保信氏は、長年に亘り当社の経営を担っており、社業並びに経営全般に関する豊富な経験と知見を有し、リーダーシップを発揮して経営を統括し、その職務を適切に遂行していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	まつもり ひろし 松森 浩士 (1956年7月24日生)	1982年4月 台糖ファイザー株式会社(現ファイザー株式会社) 入社 1994年4月 同社 医薬マーケティング部 抗真菌剤グループプロダクトマネージャー 1996年12月 同社 研究開発本部臨床開発統括部 臨床開発部長(感染症系薬担当) 2000年5月 同社 開発薬事統括部 統括部長 参事 2004年3月 米国ファイザー社 La Jolla研究所出向 Global Regulatory Leader 2008年9月 ファイザー株式会社 執行役員 経営企画統括部長 2009年3月 同社 執行役員 コーポレートアフェアーズ・信頼性保証部門長兼総括製造販売責任者 2009年12月 同社 取締役執行役員 エスタブリッシュ医薬品事業部門長 2013年4月 同社 取締役執行役員 エスタブリッシュ医薬品事業アジアパシフィック地域戦略担当 バイスプレジデント(2013年12月退任) 2013年12月 SBIバイオテック株式会社 代表取締役社長(2014年9月退任) 2014年10月 松森ファーマコンサルティング 代表 2016年4月 テバ製薬株式会社(現 武田テバファーマ株式会社) CEO兼社長 2017年4月 武田テバ薬品株式会社 CEO兼社長 2021年10月 武田テバファーマ株式会社 代表取締役社長兼CEO(2023年4月退任) 2021年10月 武田テバ薬品株式会社 代表取締役社長兼CEO(2023年4月退任) 2023年7月 当社 入社 2023年8月 当社 取締役副社長 経営戦略担当 兼 管理本部長 2024年1月 当社 代表取締役副社長 経営戦略担当 兼 管理本部長(現任)	14,300株
候補者とした理由 松森浩士氏は、長年製薬企業の研究開発業務や企業経営のトップとしての豊富な経験と見識を有しており、こうした豊富な経験と見識を活かして、当社の経営全般の意思決定や業務執行に対する監督等、取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ひづめ かずしげ 日詰 和重 (1962年2月25日生)	<p>1985年4月 当社(旧 大東交易株式会社) 入社 2001年6月 当社 原薬本部 原料薬品部課長 2006年6月 当社 製薬本部 医療薬品部長兼原薬本部原料薬品部長代理 2009年4月 当社 製薬本部 受託推進部長 2010年6月 当社 原薬本部 原料薬品部長 2014年6月 当社 製薬本部 医療薬品部長 2016年8月 当社 執行役員製薬本部副本部長 兼 医療薬品部長 2018年8月 当社 取締役執行役員営業統括 兼 製薬本部長 2022年6月 当社 取締役常務執行役員営業統括 兼 製薬本部長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 大桐製薬(中国)有限責任公司 董事</p>	21,095株
<p>候補者とした理由 日詰和重氏は、当社で長年に亘る原薬事業及び製薬事業の営業部門での営業活動による豊富な業務経験と幅広い専門知識を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
4	【新任】 いしだ とおる 石田 徹 (1960年12月14日生)	<p>1985年4月 武田薬品工業株式会社 入社 2008年4月 同社 製薬本部CMC研究センター 製薬研究所 所長 2010年4月 同社 製薬本部 生産管理部部長 2012年4月 同社 製薬本部 製薬企画部部長 2013年7月 同社 製薬本部光工場長 2015年4月 同社 グローバル製薬サプライ・日本・アジア光工場 工場長(2018年3月退任) 2018年4月 武田ヘルスケア株式会社(現 アリナミンファーマテック株式会社) 代表取締役社長(2022年10月退任) 2022年11月 当社 入社 2023年9月 当社 執行役員生産本部副本部長 2024年1月 当社 執行役員生産本部長 兼 環境安全室長 2024年6月 当社 執行役員生産本部長 兼 製剤製造部長 兼 環境安全室長(現任)</p>	0株
<p>候補者とした理由 石田 徹氏は、長年製薬会社の研究開発業務や製造業務に携わり、また企業経営のトップとして豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。こうした豊富な経験と見識を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に寄与できると判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	小松 紀美子 (1958年6月20日生)	1980年4月 社会医療法人宏潤会 大同病院入職 1996年8月 一般財団法人北陸予防医学協会入職 2010年10月 富山産業保健総合支援センター 産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員 (現任) 2020年12月 マインドプラス富山 代表 (現任) 2022年8月 当社 社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] マインドプラス富山 代表	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小松紀美子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、産業カウンセラーや公認心理師などの資格者として培ってきた豊富な知識、経験を活かし特に従業員の労務、総合的なメンタルヘルス対策、よりよい職場環境構築などについて専門的で客観的な観点から、引き続き当社の企業価値向上に貢献頂くことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小松紀美子氏は社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者の指名の方針と手続き

当社は、各候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において各事業分野の経営に強みを発揮でき、かつ、経営管理に適した人材のバランスに配慮し、優れた人格、見識、高い倫理観を有している者をその候補者いたします。

なお、取締役候補者の決定等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は、候補者の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしています。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問を受けて、独立社外取締役の委員を議長として、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い指名・報酬諮問委員会において取締役候補者を検討評価した結果を取締役に答申し、取締役会で決定することとしております。

4. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、社外取締役である監査等委員を議長とした指名・報酬諮問委員会において、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、その適格性等について評価した結果であり、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないと判断しており

ます。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を更新し継続する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、小松紀美子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、小松紀美子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

7. 小松紀美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしております。当社は

小松紀美子氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 小松紀美子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、2年であります。

【ご参考】取締役・監査等委員のスキルマトリックス

議案が原案通り可決されますと、当社の取締役・監査等委員の構成及びその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

氏名	監査等委員	社外	独立役員	企業経営	業界知見	財務・会計	国際性	法務・リスク管理	人材育成・労務	マーケティング・営業	技術・研究開発	生産	品質保証
大津賀保信				○	○	○				○	○	○	○
松森浩士				○	○		○		○	○	○		○
日詰和重					○					○			
石田 徹				○	○		○	○			○	○	○
小松紀美子		○	○						○				
埜村益夫	○			○	○	○			○				
堀 仁志	○	○	○			○							
山本一三	○	○	○					○					
西能 淳	○	○	○	○	○								

(注) 上記は、各人の有するすべての知見・経験を網羅するものではありません。

以上

事業報告

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や、円安によるエネルギー資源や原材料価格の上昇等の影響により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては、国のジェネリック医薬品使用促進策が引き続き進められており、2024年10月1日より長期収載品（ジェネリック医薬品のある先発医薬品）の選定療養の仕組みが導入され、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の4分の1は患者負担になるため、ジェネリック医薬品の使用は促進されると想定されます。一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「後発医薬品業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革を促進し、安定供給に係る法的枠組みを整備する」と記載されており、ジェネリック医薬品の供給不足解消と、継続した使用促進策に対応する供給体制構築を進めるものと想定されます。2021年度から2年に1度の薬価改定に加え、中間年においても改定を行う毎年薬価改定が実施され、医薬品業界の事業環境は厳しいものとなっており、当社としても一層の経営効率化への努力が求められております。

昨今の医薬品における品質に係る問題により、医薬品業界の置かれる環境は厳しい状況が続いておりますが、当社では日々の生産における製造管理・品質管理を徹底するとともに、見直すべき点があれば積極的に改善を進め、より一層の製造管理及び品質管理の強化に取り組んでおります。

このような状況のもと、当社グループは生産基盤の充実を図りながら積極的な営業活動を展開しており、当社は新たな製剤工場である第十製剤棟を2022年9月に着工し、2023年12月に竣工いたしました。また研究開発活動の強化を図るため、2022年11月に総合研究センターを着工し、2024年3月に竣工いたしました。

売上高の販売品目ごとの業績は次のとおりであります。

原薬では、2023年1月より商用生産を開始した第七原薬棟での増産もあり、消炎鎮痛剤原薬、抗血小板剤原薬等のジェネリック医薬品向け原薬の販売は順調に推移し、売上高は21,645百万円（前期比15.2%増）となりました。

製剤では、一般用医薬品の販売が堅調に推移したものの、ジェネリック医薬品の販売減少があり、売上高は25,050百万円（前期比4.0%減）となりました。

健康食品他につきましては、市場における競争激化等により、厳しい状況で推移し、売上高は199百万円（前期比9.8%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は46,895百万円（前期比4.0%増）となりました。売上高の増加に伴う利益の増加があったものの、主に円安による原材料費の増加、研究開発費の増加等により営業利益は3,894百万円（前期比25.2%減）、経常利益3,923百万円（前期比24.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,295百万円（前期比8.5%減）となりました。

区 分	売 上 高
原 薬	21,645百万円
製 剤	25,050
健 康 食 品 他	199
合 計	46,895

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9,974百万円であります。

その主なものは、第十製剤棟の建設費用（4,106百万円）、第十製剤棟に関する設備投資（1,767百万円）、総合研究センターの建設費用（2,885百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額17,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

また、当社は当連結会計年度の設備投資その他の所要資金調達のため、シンジケートローン4,000百万円を組成しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 79 期 (2021年5月期)	第 80 期 (2022年5月期)	第 81 期 (2023年5月期)	第 82 期 (当連結会計年度) (2024年5月期)
売 上 高(百万円)	48,714	43,464	45,101	46,895
経 常 利 益(百万円)	6,067	6,729	5,169	3,923
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,246	4,668	3,600	3,295
1株当たり当期純利益 (円)	311.02	335.41	227.63	210.00
総 資 産(百万円)	57,739	64,939	70,552	77,708
純 資 産(百万円)	41,917	47,674	50,971	52,265
1株当たり純資産額 (円)	3,034.88	3,310.34	3,206.50	3,404.70

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 79 期 (2021年5月期)	第 80 期 (2022年5月期)	第 81 期 (2023年5月期)	第 82 期 (当事業年度) (2024年5月期)
売 上 高(百万円)	48,474	43,197	44,695	46,592
経 常 利 益(百万円)	5,342	6,240	5,082	3,872
当 期 純 利 益(百万円)	3,686	4,412	3,491	3,249
1株当たり当期純利益 (円)	270.02	317.01	220.74	207.08
総 資 産(百万円)	53,065	59,719	65,404	72,763
純 資 産(百万円)	38,057	43,420	46,452	47,794
1株当たり純資産額 (円)	2,775.16	3,038.40	2,939.44	3,125.23

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大和薬品工業株式会社	98百万円	100.0%	医薬品事業 ・ 医薬品、化学薬品、工業薬品の製造販売
大桐製薬（中国） 有 限 責 任 公 司	1,700万米ドル	70.0%	医薬品事業 ・ 医薬品製剤の製造販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社のほか、Daito Pharmaceuticals America, Inc.の計3社であります。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画2027¹(DTP2027 : Daito Transformation Plan 2027) におきまして、当社グループは、当社グループを取り巻く環境及び課題を下記の通りと認識しております。

【政策及び規制面】

- ・ 毎年薬価改定や選定療養の導入などの医療費及び薬剤費抑制策の進展
- ・ 安定供給体制に対する評価と少量多品種生産の是正のための方策検討の進展
- ・ ニトロソアミン類²対応を始めとする品質基準の更なる高まり

【業界動向】

- ・ 長期化する供給不安問題と顧客からの安定供給への評価の高まり
- ・ ファンドや医薬品卸も含めた合従連衡の幕開けと、新薬兼業や外資のジェネリックビジネス縮小（撤退）の流れ
- ・ 中国やインド産を始めとする輸入原薬との激しい競争

【金融資本市場】

- ・ 資本コストと資本生産性を重視した経営への転換（PBR1倍割れ脱却に向けた対応策の開示要請）
- ・ 常態化する歴史的な円安水準と、高騰する輸入原料、ユーティリティ及び建築費
- ・ 日銀の金融政策正常化に伴う長短金利の上昇

また、当社グループは、当社グループの相対的優位性は、大きく下記の要素にあると認識しております。

- ・ 原薬から製剤までの「一貫製造」
- ・ 一貫製造体制を日本・中国の両国に有することによる「日中連携」
- ・ FDA(米国食品医薬品局)査察を継続的にクリアする業界トップクラスの「品質管理体制」
- ・ 上記品質管理体制に裏付けられた高い「安定供給力」

以上を踏まえて策定されました、新中期経営計画 DTP2027 における当社グループの事業戦略の5つの柱は下記のとおりです。

¹詳細は当社Webサイトに掲載の「2024年7月17日付 2024年5月期 決算説明会資料」をご覧ください。

html<https://www.daitonet.co.jp/ir/library.html>

²発がん性物質の一種。近年、複数の医薬品に混入していることが確認され、各国当局から、その含量が基準値以下であることを確認したり、その混入リスクに関する自主点検を行うといった要請がなされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 既存ビジネスの効率化 ② 中国ビジネスの強化 ③ 新規ビジネスへの参入（オーファン新薬アライアンス） ④ PBR1倍割れ対策と資本配分の高度化 ⑤ 人的資本への投資 |
|--|

各事業戦略の概要は下記のとおりです。

① 既存ビジネスの効率化

これまで当社グループは「全方位ビジネス」を掲げ、ジェネリック医薬品を中心に多種多様の医薬品・原薬を生産することにより、規模拡大を目指してまいりました。この「全方位ビジネス」は売上高の増加や、経営リスク分散の観点からは有効な施策ではありましたが、その反面、多くの製品とビジネスモデルによって利益構造の把握が複雑化し、また、各部署において応急的に増員が続く状況を招いているという課題があります。

本課題解決のために、社長直轄の「ポートフォリオマネジメント部」（以下「PM部」）を新設し、このPM部が中心となって、既存製品に対する「選択と集中」を推進し、空いた生産キャパシティ、人的キャパシティにて高付加価値製品を生産することにより利益率の向上を目指します。

このほか、既存ビジネスの効率化の観点では、以下の施策を推進して参ります。

- ・生産の効率化及び品質保証の強化
- ・開発戦略の抜本的な見直しと研究テーマの実現
- ・原薬製造4拠点の役割分担と最適化

② 中国ビジネスの強化

当社グループは、下表のとおり、およそ15年に亘って中国企業への出資を通じて、中国における原薬・製剤の生産ビジネスを推進して参りました。そして、当社グループはこの日中連携の優位性を活かし、中国において「日本品質・中国コスト」の原薬・製剤を生産し、これを日本市場にて販売しております。

出資年	出資先企業名	業態
2010年	千輝薬業（安徽）有限責任公司	原薬メーカー
2012年	安徽微納生命科学技术開発有限公司 （現「大桐製薬（中国）有限公司」）	製剤メーカー
2019年	安徽鼎旺医薬有限責任公司	原薬メーカー

従来、中国のジェネリック医薬品市場は、その薬事承認ルールの独自性及び曖昧さと、低価格メーカーの乱立ゆえに、日本企業の進出は困難とされておりました。しかし、近年になって承認ルールが明確化され、また、中国政府が導入した集中購買制度において、品質基準、安定供給体制、環境規制対応が強く求められるようになった結果、当社グループが15年かけて培ってきた「日本品質・中国コスト」「潤沢な現地生産リソースに由来する安定供給体制」「環境規制対応」という強みがダイレクトに中国市場で活かせる状況に変化してきております。

この状況を踏まえ、今般、当社グループでは、千輝薬業及び鼎旺医薬との資本業務提携の強化を図り、現在12%である出資比率を21%まで引き上げ、今後、当社グループと、千輝薬業及び鼎旺医薬との強力な連携を通じて、中国市場での原薬・製剤の販売を強化して参ります。

現在、子会社の大桐製薬(中国)有限責任公司では、2品目の中国国内向けジェネリック医薬品の中国当局への承認申請を行っており、また、2027年5月期期末までに約11成分の中国国内向けジェネリック医薬品の受託製造を検討中であり、グループ内での収益の柱の一つとなることが期待されております。

③ 新規ビジネスへの参入（オーファン新薬アライアンス）

これまでの当社グループの成長を支えてきた国内ジェネリックビジネスは、政府目標である数量置換率80%に達し、将来の成長が鈍化することが予測される中、毎年薬価改定に伴う単価の下落による売上、利益率の低下や、生物学的同等性試験の難易度の上昇などにより、安定して利益を上げ続けることが困難になりつつあります。

そこで、当社グループでは「新規ビジネスの参入」の一形態として、オーファンドラッグの開発・受託の分野を開拓して参ります。

オーファンドラッグは国内外で大きな市場の伸びが期待され、ジェネリックに比較して薬価の下落が発生しづらいという特長があります。

当社グループの米国FDA対応のノウハウを生かし、パートナー企業より、日米欧の市場を視野に入れた製品の開発・受託を請け負います。

そのパートナー企業とのアライアンスの一例と致しまして、当社グループは、2024年6月18日付でオーファンドラッグの開発で国内トップクラスの実績を誇るノーベルファーマ株式会社との「パートナー関係構築に向けた協定」を締結いたしました。今後、ノーベルファーマ株式会社と当社グループは、補完関係にある両社の強みを持ち寄り、オーファンドラッグビジネスを推進して参ります。

④ PBR1倍割れ対策と資本配分の高度化

当社グループの株価はPBR1倍割れの状態が継続しており、資本市場からの信頼と評価は高いものとは言えない状況です。その原因の1つに、社内の資本コストに関する意識が高いとは言えない状況にあったことが挙げられます。

これを受け、当社グループでは、この度の新中期経営計画 DTP2027において、日米の金融業界での経験と米国での修士号取得者を新たにCFOとして登用することといたしました。また、当該CFO傘下に財務部、経営企画部、DX推進部を集約し、資本コストを加味した投資判断フレームワークを策定、国内外の投資家の皆様との対話の強化を図ってまいります。

また、新中期経営計画 DTP2027においては、価値の創造に繋がる数値目標である KGI (Key Goal Indicator)を設定、対外的に公表するとともに、社内各事業本部に、これらのKGIの達成のために必要な KPI (Key Performance Indicator)を設定し、社内目標として活動して参ります。

なお、KGIのうち、資本生産性指標としてはROICとROEを採用しております。

⑤ 人的資本への投資

当社グループでは、新中期経営計画 DTP2027 の①～④の課題解決を支える基礎として、人的資本への投資を、最後の事業戦略の柱として設定致しました。

当社グループの最大拠点である富山県では人口が減少し、採用競争が激化する傾向にあり「選ばれない企業」は将来的に事業の継続が困難になることが懸念されます。

業務効率化及び人材確保の観点から、柔軟な働き方を可能とするITインフラの整備と非効率業務の廃止を推進するとともに、キャリアパスプログラムの充実を図り、重要な社内プロジェクトへの積極的な若手の登用を通じて、次世代後継者を育成してまいります。

また、②中国ビジネス強化の観点からも、海外拠点への派遣、及び海外拠点からの受け入れを通じ、グループ全体としてグローバルマインドの醸成を図り、また組織体制の強化を図っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業部門	主 要 製 品
医薬品事業	原薬、製剤、健康食品他

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	富山県富山市
東京支店	東京都千代田区
大阪支店	大阪市中央区
工 場	富山県富山市
研 究 所	富山県富山市

② 子会社

大和薬品工業株式会社	富山県富山市
Daito Pharmaceuticals A m e r i c a , I n c .	アメリカ合衆国
大桐製薬(中国) 有 限 責 任 公 司	中華人民共和国

(7) 使用人の状況 (2024年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
医薬品事業	1,070 (38) 名	59名増 (11名減)
合 計	1,070 (38) 名	59名増 (11名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
849 (37) 名	28名増 (11名減)	38.3歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,863百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,304
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	1,145
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	495
株 式 会 社 北 國 銀 行	489
株 式 会 社 福 井 銀 行	469

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,880,000株
 (注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式を分割し、これに伴う当社定款変更により発行可能株式総数を30,800,000株から33,880,000株に変更しております。
- ② 発行済株式の総数 15,698,440株
 (注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式を分割したことにより発行済株式の総数は1,441,676株増加し、また、2024年1月31日付で実施した自己株式の消却により発行済株式の総数は160,000株減少しております。これらにより、発行済株式の総数は前期末と比べて1,281,676株増加しております。
- ③ 株主数 3,664名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,022,700株	13.185%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,158,970	7.555
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	963,500	6.280
J P MORGAN CHASE BANK 385632	679,571	4.429
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	419,980	2.737
大 津 賀 保 信	365,605	2.383
笹 山 眞 治 郎	347,107	2.262
NATIONAL AUSTRALIA BANK LIMITED-THE UNIVERSITY OF SYDNEY-09	307,500	2.004
グ イ ト 従 業 員 持 株 会	284,337	1.853
内 外 エ ス テ ー ト 株 式 会 社	223,528	1.457

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (358,103株) を控除して計算しております。なお、自己株式には当社の役員向け株式交付信託が保有する株式 (47,170株) を含んでおりません。
2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式数には、当社の役員向け株式交付信託が保有する株式 (47,170株) を含んでおります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式の種類及び数	交付された役員の員数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	当社普通株式 1,300株	1名

(注) 株式報酬の内容につきましては、「(3) 会社役員 の状況②取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

1. 自己株式の取得

1) 当社は、資本効率の向上や株主還元 の充実を図るため、2024年1月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式、160,000株
取得価額の総額	303,360,000円
取得日	2024年1月15日

2) 当社は、資本効率の向上や株主還元 の充実を図るため、2024年4月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式、350,000株
取得価額の総額	868,863,900円
取得した期間	2024年4月15日から2024年5月13日

2. 自己株式の消却

当社は、2024年1月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	当社普通株式、160,000株
消却した日	2024年1月31日

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2024年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大津賀 保 信	大和薬品工業株式会社 取締役
代表取締役副社長	松 森 浩 士	経営戦略担当 兼 管理本部長
取締役常務執行役員	日 詰 和 重	営業統括兼製薬本部長 大桐製薬 (中国) 有限責任公司 董事
取 締 役	小 松 紀 美 子	マインドプラス富山 代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	埜 村 益 夫	大和薬品工業株式会社 監査役 大桐製薬 (中国) 有限責任公司 監事
取 締 役 (監査等委員)	堀 仁 志	堀税理士法人代表社員 監査法人銀河代表社員 富山事務所長
取 締 役 (監査等委員)	山 本 一 三	山本一三法律事務所所長 株式会社リッチェル 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	西 能 淳	特定医療法人財団五省会 理事長

- (注) 1. 小松紀美子氏は社外取締役、堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏は、社外取締役 (監査等委員) であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 埜村益夫氏、堀 仁志氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 埜村益夫氏は、長年管理部門の業務に携わり、財務及び会計業務の豊富な経験があります。
 - ・ 堀 仁志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由
社内事情に精通した者が重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、小松紀美子氏、堀 仁志氏、山本一三氏及び西能 淳氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者がその

職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。なお、当該保険契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	121百万円 (5)	61百万円 (5)	45百万円 (-)	14百万円 (-)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	40 (18)	40 (18)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 （うち社外役員）	161 (23)	101 (23)	45 (-)	14 (-)	10 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には2023年8月29日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の役員の員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）及び取締役監査等委員4名（うち社外取締役3名）の合計8名であります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 取締役(監査等委員以外)の個人別の報酬等の決定方針は取締役会にて決議しております。また、社外取締役及び監査等委員の報酬については、基本報酬のみとしております。会社業績に左右されない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しております。
2. 取締役(社外取締役及び監査等委員以外)の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本としております。また、取締役(社外取締役及び監査等委員以外)報酬は、世間水準および会社業績や、従業員給与並びに執行役員報酬とのバランス等を考慮して、適正な目標設定と評価制度の客観的・厳格な評価の実施に基づき決定しております。個別の報酬額決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会に

において当該年度に係る報酬等について審議し、当該報酬案を取締役に答申しております。取締役会は答申内容に基づき、報酬額の審議及び決議を行っております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容について、報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることを確認し、当該年度に係る報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 取締役(監査等委員以外)の報酬は、取締役報酬規程において就任初年度の役職別標準報酬額を定めております。その就任初年度の報酬額は、執行役員の基本報酬に取締役としての監督報酬額を加味した金額としております。再任後の報酬の算定に当たっては、執行役員に対する標準報酬額の改定及び取締役としての監督報酬額の改定が無い場合には原則前年度標準報酬額を基準としております。
4. 取締役(社外取締役及び監査等委員以外)の金銭報酬は固定額の基本報酬と事業年度業績評価により算出する業績報酬で構成しております。それぞれの全体に占める構成割合は固定額の基本報酬50%、事業年度業績評価により算出する業績報酬50% (その内訳は連結純利益計画達成率20%、連結営業利益対前年増減率20%、連結営業利益率計画達成率5%、連結自己資本利益率(ROE)対前年増減率3%、株式取得報酬2%)としております。これを月額報酬と年次賞与に区分して支給いたします。
5. 取締役(社外取締役及び監査等委員以外)の非金銭報酬の内容は当社の株式であり、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額(年額4億円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)とは別枠で、新たな株式報酬を2022年8月24日開催の第80回定時株主総会終結日の翌日から2027年8月の定時株主総会終結の日までの5年間の間に在任する取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して支給するものであります。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が株式交付規定に基づき各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。役員向け株式交付信託に係る報酬は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額として計上し非金銭報酬欄に記載しております。
6. 取締役(社外取締役及び監査等委員以外)の月額報酬は、役職に応じた定額とし、業績報酬は短期業績連動としており、年次賞与支給時においては連結純利益計画達成率、連結営業利益対前年増減率、連結営業利益率計画達成率、連結自己資本利益率(ROE)対前年増減率等の指標に連動し調整を図っております。上記指標を選択した理由は、営業利益が本業の収益状況を最も反映する指標と捉えるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案し

た上で選択しており、また連結純利益及び連結自己資本利益率（ROE）は当社が持続的成長をめざしていくための指標であると判断し選択しております。なお、当事業年度における当該指標の計画はそれぞれ、連結営業利益4,800百万円、連結純利益3,300百万円であり、当事業年度における実績はそれぞれ、連結営業利益3,894百万円、連結純利益3,295百万円、連結自己資本利益率（ROE）6.4%であります。

7. 取締役の報酬については、当社が定める取締役報酬規程に基づき、指名・報酬諮問委員会が監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、取締役会に答申しております。
8. 指名・報酬諮問委員会においては、社外取締役を議長として代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの職責・業績にふさわしい水準になっているかなどの観点から検討・評価を実施し、監査等委員以外の取締役報酬案を策定し取締役会に答申しております。
9. 取締役会は、当該報酬案を検討の上、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
10. 当社の役員報酬決定過程における取締役会の活動内容等については、以下の通りであります。
 - (1) 取締役会は、7月開催の取締役会までに当社が定める取締役候補者選任規定に基づき次年度の取締役候補者を決定しております。
 - (2) 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案の策定を指名・報酬諮問委員会に諮問しております。
 - (3) 指名・報酬諮問委員会は、社外取締役である委員を議長として監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、その結果を8月開催の取締役会に答申しております。
 - (4) 取締役会は、当該報酬案を検討の上、定時株主総会終了後開催する取締役会に本案を付議し、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
 - (5) 監査等委員である取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案は、監査等委員会において規定に基づき協議して決定しております。
11. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議日とその内容は、以下の通りであります。
 - (1) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は4名です。
 - (2) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬は、株式交付信託制度に基づく報酬であり、2022年8月24日開催の第80回定時株主総会において、2027年8月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間における当社株式の取得資金として金125百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、当該延長分の対象期間においては、当該延長分の対象期間の年数に金25百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を当該信託に拠出すること、及び当社が取締役に付与するポイント（1ポイントは当社株式1株とします）の総数は1年あたり15,000ポイントを上限とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は3名です。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 小松紀美子氏は、マインドプラス富山の代表を兼務しております。なお、当社とマインドプラス富山との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）堀 仁志氏は、堀税理士法人の代表社員であり、監査法人銀河代表社員 富山事務所長を兼務しております。なお、当社と堀税理士法人及び監査法人銀河との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山本一三氏は、山本一三法律事務所の所長であり、株式会社リッチェルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と山本一三法律事務所及び株式会社リッチェルとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西能 淳氏は、特定医療法人財団五省会の理事長を兼務しております。なお、当社と特定医療法人財団五省会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
小松紀美子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。産業カウンセラーや公認心理師の資格者として培ってきた豊富な知識・経験に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
堀 仁志	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
山本 一三	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。弁護士として培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
西能 淳	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。医療法人の経営者としての経験や見識に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、医療法人の経営者としての見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、効率的かつ透明性の高い経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力、収益力を高めることで安定的な成長を目指し、企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えております。

したがって、現時点で買収への対応方針は導入しておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株当たり配当金を30円とさせていただきます。すでに2024年2月1日に実施済みの中間配当金1株当たり30円と合わせまして、年間配当金は1株当たり60円の配当となります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,460	流 動 負 債	18,505
現金及び預金	2,727	支払手形及び買掛金	5,262
受取手形	335	電子記録債務	3,437
電子記録債権	4,567	一年内返済予定の長期借入金	2,099
売掛金	10,496	リース債務	275
商品及び製品	7,877	未払金	4,486
仕掛品	5,948	未払費用	993
原材料及び貯蔵品	7,065	未払法人税等	195
ファクタリング債権	44	賞与引当金	58
未収消費税等	1,292	その他	1,695
その他	1,107	固 定 負 債	6,937
貸倒引当金	△1	長期借入金	4,669
固 定 資 産	36,247	リース債務	1,676
有 形 固 定 資 産	31,972	繰延税金負債	32
建物及び構築物	18,291	役員株式給付引当金	20
機械装置及び運搬具	6,343	退職給付に係る負債	320
土地	2,126	その他	217
リース資産	1,770	負 債 合 計	25,443
建設仮勘定	2,194	純 資 産 の 部	
その他	1,246	株 主 資 本	50,355
無 形 固 定 資 産	490	資本金	7,186
その他	490	資本剰余金	7,072
投資その他の資産	3,784	利益剰余金	37,087
投資有価証券	3,188	自己株式	△990
繰延税金資産	320	その他の包括利益累計額	1,713
その他	283	その他有価証券評価差額金	1,332
貸倒引当金	△8	為替換算調整勘定	369
資 産 合 計	77,708	退職給付に係る調整累計額	11
		非 支 配 株 主 持 分	196
		純 資 産 合 計	52,265
		負 債 純 資 産 合 計	77,708

連結損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	46,895
売上原価	37,056
売上総利益	9,839
販売費及び一般管理費	5,945
営業利益	3,894
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	65
受取貸料	15
受取保険金	27
その他	18
営業外費用	
支払利息	41
支払手数料	28
為替差損	23
その他	3
経常利益	97
特別利益	3,923
投資有価証券売却益	326
補助金の収入	135
その他	0
特別損失	
固定資産除却損	48
固定資産圧縮損	117
その他	0
税金等調整前当期純利益	4,218
法人税、住民税及び事業税	902
法人税等調整額	138
当期純利益	3,178
非支配株主に帰属する当期純損失	△116
親会社株主に帰属する当期純利益	3,295

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,846	流 動 負 債	18,188
現金及び預金	2,130	支払手形	23
受取手形	335	電子記録債権	2,961
電子記録債権	4,567	買掛金	5,961
売掛金	10,425	一年内返済予定の長期借入金	2,099
商品及び製品	7,895	リース債権	269
仕掛品	5,122	未払金	4,219
材料及び貯蔵品	5,682	未払費用	864
前払費用	63	未払法人税等	138
短期貸付金	120	賞与引当金	44
1年内回収予定の長期貸付金	69	その他	1,605
ファクタリング債権	44	固 定 負 債	6,780
未収消費税等	1,260	長期借入金	4,669
その他の金	1,129	リース債権	1,676
貸倒引当金	△1	役員株式給付引当金	20
固 定 資 産	33,917	退職給付引当金	196
有形固定資産	28,043	資産除去債務	217
建物	15,668	負 債 合 計	24,969
構築物	439	純 資 産 の 部	
機械及び装置	5,782	株 主 資 本	46,462
車両運搬具	9	資 本 金	7,186
工具、器具及び備品	980	資 本 剰 余 金	7,072
土地	1,321	資 本 準 備 金	7,072
リース資産	1,770	利 益 剰 余 金	33,194
建設仮勘定	2,069	利 益 準 備 金	34
無 形 固 定 資 産	286	その他利益剰余金	33,160
借地権	56	繰越利益剰余金	33,160
ソフトウェア	226	自 己 株 式	△990
その他	2	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,332
投 資 そ の 他 の 資 産	5,587	その他有価証券評価差額金	1,332
投資有価証券	3,185	純 資 産 合 計	47,794
関係会社株	1,024	負 債 純 資 産 合 計	72,763
長期前払費用	65		
長期証券付金	128		
繰延税金資産	965		
繰延税金	217		
貸倒引当金	7		
	△8		
資 産 合 計	72,763		

損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	46,592
売上原価	37,363
売上総利益	9,229
販売費及び一般管理費	5,443
営業利益	3,785
営業外収益	
受取利息	13
受取配当金	111
受取賃貸料	15
その他	25
営業外費用	
支払利息	41
支払手数料	28
為替差損	5
その他	3
特別利益	3,872
投資有価証券売却益	326
補助金の収入	135
その他	0
特別損失	
固定資産除却損	47
固定資産圧縮損	117
その他	0
税引前当期純利益	4,168
法人税、住民税及び事業税	749
法人税等調整額	169
当期純利益	3,249

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨	健 太 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 村	実

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイト株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨	健 太 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 村	実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイト株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月12日

ダイト株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員 埜	村 益 夫 ㊟
監査等委員 堀	仁 志 ㊟
監査等委員 山	本 一 三 ㊟
監査等委員 西	能 淳 ㊟

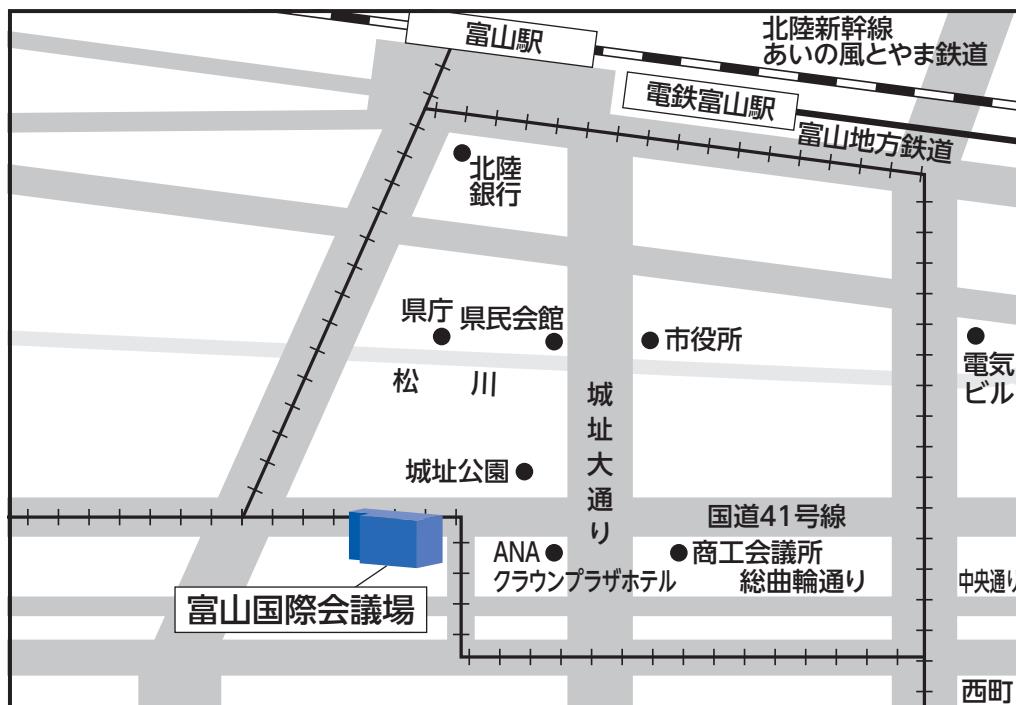
(注) 監査等委員 堀 仁志、山本一三及び西能 淳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室
TEL (076) 424-5931

交通 電 車：J R 富山駅南口より徒歩約15分
 ：J R 富山駅南口より約7分市内電車（環状線）「国際会議場前」下車
お 車：北陸自動車道「富山IC」を降りて約15分
空 港：富山空港からタクシーをご利用の場合約20分



お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

